

第9回「大ツキ軽トラ市」出店者募集要項

1. 開催日時

令和元年10月19日（土）10時00分～14時00分（荒天中止）

※国道20号の交通規制は、9時00分～15時00分

2. 開催場所

国道20号大月駅前交差点～大月市役所前の区間

3. 内容・目的

①「大ツキ軽トラ市」（以下「軽トラ市」という。）とは、国道20号における大月駅前交差点から大月市役所前までの約350m区間を歩行者天国にし、軽トラックの模擬店による市場（いちば）イベントのことです。

②軽トラックで出店される商品は、野菜・果物・加工食品・工芸品等、大月ならではの地域資源を生かしたものとします。

これら商品の販売活動を通じて、近隣住民と地域出店者との交流による、中心市街地の賑わいを創出することを目的とします。

③軽トラ市は、「大月市賑わいづくり」の一環として実施されます。

また、地域活性化に関わる事業評価も行ない、継続実施を行うための参考とします。

4. 出店者条件・出店料

下記条件すべてに該当する方が出店可能となります。

①出店者は、原則、大月市内に居住または事業所を構えている方に限ります。

ただし、個人・事業者・法人等の形態は問いません。

②提供する商品・サービスについては、大きな制約はありません。

ただし、大月地域にゆかりがあってオリジナリティのある商品・サービスの提供を推奨します。また、大ツキ商品（※）を一品以上企画出品することが望ましいです。

※大ツキ商品とは、「大きなツキを呼ぶ商品」のことで、「使うと良いことが起きそう」、「幸せな気持ちになる」等の演出と工夫が施されている商品やサービスのことで、

③出店料は、（1台1区画）市内4,300円・市外6,300円で事前にお支払いを完了している必要があります。

④原則、軽トラック・軽乗用・軽ワゴン車を各自で手配して出店できる方に限ります。

⑤飲食関連の販売については、出店申込書と提供食品の概要と一緒に許可証等があれば写しを併せて提出してください。

※販売品目は、事前に申請した品目以外販売することはできません。

⑥開催1週間前の10月11日（金）17時までのキャンセルについては、出店料の返金に対応します。それ以降については、返金できませんのでご了承ください。

5. 募集台数

軽トラック 60台（最大）

6. 申し込み期間

- ①申し込み期間は令和元年9月12日（木）までとします。
- ②応募者多数の場合は、先着順とします。

7. 申し込み方法

「出店申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・電子メールで、大月商店街協同組合内実行委員会へ申し込んでください。

8. 留意事項

- ①軽トラ市当日における出店の開始や終了などは、主催者の指示に従ってください。
- ②出店場所は、主催者が指定します。
- ③販売に関する全ての備品及びつり銭等については、各自でご用意ください。
- ④軽トラ市終了後、売上・販売量・客数などに関わる「実績報告書」を提出してください。
- ⑤食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の方で対応願います。
- ⑥電気・水道・ガスは供給しませんので、必要な場合は持ち込みとなります。
火器を使用する場合、出店者は必ず10型以上の消火器を店舗ごとに設置してください。
消火器が無い場合は準備ができるまで火器器具の使用を禁止します。
燃料携行缶の会場内への持ち込みは禁止とします。
- ⑦出店に関する事故・トラブル等については、主催者は一切責任を負いかねます。
- ⑧お客様からのクレーム等が発生した場合、これに対する改善の依頼を申し上げることがあります。その際には、対応のほどよろしく願います。
- ⑨軽トラ市当日は、14時00分までに販売を終了し、14時30分までに撤去準備を完了し、周囲の清掃を行ってください。
- ⑩車検の更新が、提出後に生じる場合は、更新後の車検証のコピーを提出して下さい。手続きを忘れると出店できませんのでご注意ください。
- ⑪決められた区画を順守し、近隣区画の迷惑にならないよう留意してください。

9. 個人情報の取り扱いについて

大ツキ軽トラ市実行委員会では、提出いただいた個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の保護に努めますが、暴力団排除条例の施行に伴い、警察署に提供させていただくことがあります。

また大ツキ軽トラ市実行委員会からのサービス及び、情報提供のみに使用し個人情報を厳密に管理します。

10. 主催者・問い合わせ先等

主催者 BMCプロジェクト大ツキ軽トラ市実行委員会

【問い合わせ先】

大月商店街協同組合内実行委員会

電話0554-22-0444 FAX0554-22-0448

E:meil otuki-ss@beach.ocn.ne.jp

事務局補助

大月市産業建設部産業観光課産業振興担当

電話0554-20-1857 FAX0554-20-1533

E:meil sangyou-19206@city.otsuki.lg.jp